



栃木県公報

令和元（2019）年
5月14日（火）
第3号

目次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正…………… 25
- 栃木県議会の招集…………… 26
- 自動車取得税及び自動車税の現金徴収事務の委託…………… 26
- 地方税の収納事務の委託…………… 27

公 告

- 令和元（2019）年度毒物劇物取扱者試験の実施…………… 28
- 令和元（2019）年度登録販売者試験の実施…………… 29
- 土地改良区役員の退就任…………… 30
- 土地改良区連合役員の退就任…………… 32
- 都市計画の構想に関する公聴会の開催…………… 32
- 都市計画の変更の案の縦覧等…………… 33

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）…………… 34
- 同…………… 35

告 示

栃木県告示第十四号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、令和元年度分の補助金等から適用する。

令和元年五月十四日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後						改正前							
主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方	主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方
略						略							
農政 部						農政 部							
略						略							
農政 課	ユ ニ バー サル 就 労 環 境 支 援 事 業 費 補 助 金	ユ ニ バー サ ル 農 業 就 労 環 境 支 援 事 業 費 補 助 金	農業者と 福祉等に 携わる者 とが連携 して障害 者等が継 続的に就	農業者と社 会福祉法 人その他 知事 が適当と 認める法 人と が組織す る 団 体 （ <u>法</u> 人	当該 事業 者 と 社 会 福 祉 法 人 の 内、 他知	農 業 者 と 社 会 福 祉 法 人 の そ の 他	農政 課	ユ ニ バー サ ル 農 業 就 労 環 境 支 援 事 業 費 補 助 金	ユ ニ バー サ ル 農 業 就 労 環 境 支 援 事 業 費 補 助 金	農業者と 福祉等に 携わる者 とが連携 して障害 者等が安 心して就	農業者と社 会福祉法 人その他 知事 が適当と 認める法 人と が組織す る 団 体 （ <u>法</u> 人	当該 事業 者 と 社 会 福 祉 法 人 の そ の 他	農 業 者 と 社 会 福 祉 法 人 の そ の 他

		労できる 環境を整 備するた めの取組 を支援す ることに より、誰 もが取り 組めるユ ニバーサ ル農業の 推進を図 る。 がユニバー サル農業就 労環境支援 事業実施要 領(平成三 十一年四月 一日付け農 政第三十一 号農政部長 通知)に基 づき行うユ ニバーサル 農業就労環 境支援事業 に要する経 費	格を有しな い団体にあ つては、代 表者の定め があり、か つ、組織及 び運営につ いての規約 の定めがあ るものに限 る。以下こ の項におい て同じ。)内 がユニバー サル農業就 労環境支援 事業実施要 領(平成三 十一年四月 一日付け農 政第三十一 号農政部長 通知)に基 づき行うユ ニバーサル 農業就労環 境支援事業 に要する経 費	農作 事が 適当 と認 める 臨時 法人 とが 組織 する 団体			労できる 環境を整 備するた めの取組 を支援す ることに より、誰 もが取り 組めるユ ニバーサ ル農業の 推進を図 る。 がユニバー サル農業就 労促進事業 実施要領 (平成二十 八年七月五 日付け農政 第百六十九 号農政部長 通知)に基 づき行うユ ニバーサル 農業就労促 進事業 に要する経 費	格を有しな い団体にあ つては、代 表者の定め があり、か つ、組織及 び運営につ いての規約 の定めがあ るものに限 る。以下こ の項におい て同じ。)内 がユニバー サル農業就 労促進事業 実施要領 (平成二十 八年七月五 日付け農政 第百六十九 号農政部長 通知)に基 づき行うユ ニバーサル 農業就労促 進事業 に要する経 費	の十 以 内。 と認 める 法人 とが 組織 する 団体	農作 事が 適当 と認 める 臨時 法人 とが 組織 する 団体	
略	略				略						略

(農政課)

栃木県告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条の規定により、令和元(2019)年5月21日栃木県議会を招集する。

令和元(2019)年5月14日

栃木県知事 福田 富一 (財政課)

栃木県告示第16号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により平成31(2019)年4月1日付け

で次のとおり地方税の徴収事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和元（2019）年5月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 委託事務の内容
自動車取得税及び自動車税に係る地方税の徴収事務
- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
 - (1) 主たる事務所の所在地
栃木県宇都宮市八千代1丁目9番10号
 - (2) 名称
一般社団法人栃木県自動車整備振興会
- 3 委託期間
平成31（2019）年4月1日から令和2（2020）年3月31日まで

栃木県告示第17号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、平成31（2019）年4月1日付けで次のとおり地方税の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和元（2019）年5月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称並びに委託事務の内容

主たる事務所の所在地	名 称	委託事務の内容
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	地方税の収納事務の取りまとめ
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における地方税の収納事務
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	直営店及び加盟店における地方税の収納事務

2 委託期間 平成31(2019)年4月1日から令和2(2020)年3月31日まで

(税務課)

公 告

○令和元(2019)年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)第8条の規定により公告する。

令和元(2019)年5月14日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

2 試験期日

令和元(2019)年8月21日(水) 午前9時30分から午前11時30分まで

3 試験場所

帝京大学宇都宮キャンパス 宇都宮市豊郷台1-1

4 試験科目

次の項目について筆記形式で行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物の性質、識別及び貯蔵その他取扱方法(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物に係るものに限り、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に係るものに限る。)

5 提出書類

受験を希望する者は、次の書類を6に記載する提出先へ提出すること。

- (1) 毒物劇物取扱者試験受験願書 1部(所定用紙使用)
- (2) 毒物劇物取扱者試験写真票 1部(所定用紙使用)
- (3) 毒物劇物取扱者試験受験票 1部(所定用紙使用)

6 出願期限及び提出先

(1) 出願期限

令和元(2019)年6月19日(水)から同月21日(金)までとする(郵送による場合は書留又は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 提出先

県内居住者は、居住地又は勤務地を管轄する各健康福祉センター又は宇都宮市保健所に提出すること。ただし、郵送による場合は栃木県保健福祉部薬務課に提出すること。

県外居住者は、栃木県保健福祉部薬務課に提出すること。

7 受験通知

受験願書提出者には、受験番号を記載した受験票を送付する。

8 試験結果の発表

令和元(2019)年9月13日(金)午前11時から同月27日(金)午後5時までの間、栃木県ホームページ並びに栃木県庁屋外掲示場、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示し、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問合せには応じない。

9 試験結果の簡易開示

受験者本人の筆記試験及び実地試験の得点については、合格発表の日から1か月間(土曜日、日曜日及び

祝日以外の日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間に限る。)、栃木県保健福祉部薬務課において、口頭により開示の請求をすることができる。この場合において、開示の請求をする者は、受験者本人であることを証明できる書類（受験票、運転免許証等の身分証明書）を持参の上、これを提示すること。

10 受験手数料

10,500円（栃木県収入証紙で納付すること。）

11 その他

(1) 問合せ先

栃木県保健福祉部薬務課 電話028-623-3119

(2) 受験願書の配布について

各健康福祉センター、宇都宮市保健所及び栃木県保健福祉部薬務課において令和元（2019）年5月23日（木）から配布する。

○令和元（2019）年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により公示する。

令和元（2019）年5月14日

栃木県知事 福田 富一

1 試験期日

令和元（2019）年9月11日（水） 午前9時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

宇都宮大学陽東キャンパス（宇都宮市陽東7-1-2） 又は

宇都宮大学峰キャンパス（宇都宮市峰町350）

（会場への自家用車の乗り入れは禁止する。）

※いずれの受験会場で受験するかは、受験票で通知する。

3 試験科目

次の項目について筆記形式で行う。

(1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識

(2) 人体の働きと医薬品

(3) 主な医薬品とその作用

(4) 薬事に関する法規と制度

(5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、写真票及び受験票は、各健康福祉センター又は栃木県保健福祉部薬務課で配布するものを使用する。

(1) 写真票

写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦4.5cm、横3.5cmの大きさのもの。スナップ写真は認めない。）を貼り付け、所定の事項を記入したもの。

(2) 受験票

5 提出期間及び提出先

(1) 提出期間

令和元（2019）年6月17日（月）から同月28日（金）までの間に郵送により出願すること（郵送は、書留又は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

(2) 提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号

栃木県保健福祉部薬務課

6 受験通知

受験願書提出者には受験通知書を送付する。

7 試験結果の発表

令和元(2019)年10月11日(金)午前11時に、栃木県ホームページ並びに栃木県庁屋外掲示場及び各健康福祉センターの掲示板に、合格者の受験番号を掲示する。

なお、電話等による問合せには、一切応じない。

また、合格者には、合格通知書を送付する。

8 試験結果の簡易開示

受験者本人は、合格発表の日から1か月間、科目別得点及び総合得点を栃木県保健福祉部薬務課において口頭で開示請求できる。この場合、本人であることを証明できる書類(受験票、運転免許証等の身分証明書)を持参すること。

9 受験手数料

15,000円(栃木県収入証紙で納付すること。)

10 その他

(1) 問合せ先

栃木県保健福祉部薬務課

電話028-623-3120

(2) 受験願書等の配布について

各健康福祉センター又は栃木県保健福祉部薬務課において、令和元(2019)年5月27日(月)から配布する。

(薬務課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元(2019)年5月14日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
都賀町土地改良区	理 事		坂本 忠市	栃木市西方町真名子569-4		平成31 (2019). 3.26
小山市大谷東部土地改良区	理 事	鈴木 康夫		結城市小田林1393	平成31 (2019). 3.31	
	〃	森田 恵介		小山市犬塚8-1-1	〃	
	〃	森田 和男		〃 〃 8-14-5	〃	
	〃	中村 真		〃 田間441	〃	
	〃	中山 正己		〃 〃 861	〃	
	〃	黒川 誠		〃 武井579	〃	
	〃	関 淳		〃 〃 576-1	〃	

	理事	菊地 年夫	菊地 年夫	結城市小田林1410	平成 31 (2019). 3.31	平成 31 (2019). 4.1
	〃	鈴木 一司	鈴木 一司	小山市横倉875-1	〃	〃
	〃	中山 忠明	中山 忠明	〃 〃 592-3	〃	〃
	〃	大鷲 朗	大鷲 朗	〃 〃 838	〃	〃
	〃	中村 宣義	中村 宣義	〃 田間617-2	〃	〃
	〃		鈴木 俊弘	結城市小田林1586-2		〃
	〃		森田 政雄	小山市犬塚3-10-1		〃
	〃		森田 光一	〃 〃 1012-1		〃
	〃		加藤 哲男	〃 田間292		〃
	〃		中村 一夫	〃 〃 580		〃
	〃		鈴木 正一	〃 武井582		〃
	〃		関 幸夫	〃 〃 402-2		〃
	監事	中山 由信		〃 横倉32-5	平成 31 (2019). 3.31	
	〃	関 幸一		〃 田間704-3	〃	
	〃		山中 民雄	〃 横倉585-2		平成 31 (2019). 4.1
	〃		本間 実	〃 田間385		〃
上石那田 土地改良区	理事	柴田憲一郎		宇都宮市石那田町645	平成 31 (2019). 3.31	
	〃	手塚 俊夫	手塚 俊夫	〃 〃 1225	〃	平成 31 (2019). 4.1
	〃	大草 守	大草 守	〃 〃 1140	〃	〃
	〃	松島 享	松島 享	〃 〃 1262	〃	〃
	〃	高橋 英夫	高橋 英夫	〃 〃 1395	〃	〃
	〃	福田 成夫	福田 成夫	〃 〃 1110	〃	〃
	〃	半田 國夫	半田 國夫	〃 〃 1554	〃	〃
	〃	松島 清	松島 清	〃 〃 1292	〃	〃

理 事	半田 光隆	半田 光隆	宇都宮市石那田町1576	平成 31 (2019). 3.31	平成 31 (2019). 4.1
〃	柴田 禮市	柴田 禮市	〃 〃 656	〃	〃
〃		大草 達夫	〃 〃 927		〃
監 事	大草 達夫		〃 〃 927	平成 31 (2019). 3.31	
〃	手塚 悦男	手塚 悦男	〃 〃 1124-2	〃	平成 31 (2019). 4.1
〃	碓氷 昭一	碓氷 昭一	〃 〃 1218-1	〃	〃
〃		半田 左門	〃 〃 1579		〃

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元（2019）年5月14日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
鬼怒川中部 土地改良区 連 合	理 事	小林 孝男		塩谷町大字大宮1038-2	平成 30 (2018). 12.26	
	〃		吉成 吉史	〃 〃 424		平成 31 (2019). 3.14

(農地整備課)

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、益子都市計画道路3・5・2号益子公園通りの変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県真岡土木事務所及び益子町産業建設部建設課において令和元（2019）年5月14日から同月28日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

令和元（2019）年5月14日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和元（2019）年6月13日（木）午後7時から

- (2) 場所
 益子町大字益子2030
 益子町役場大会議室

2 都市計画の構想
 都市計画の変更に係る構想

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間にお ける鉄道等との交 差の構造
幹 線 街 路	3・5・ 2	益子公 園通り	益子町 大字益 子字栗 崎	益子町 大字益 子字六 反田	益子町 大字益 子字六 反田	約 390m	地表式	2車線	14.0m	幹線街路と平面交 差2箇所

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2468）又は栃木県真岡土木事務所企画調査部企画調査課（電話0285-83-8304）に問い合わせること。

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元（2019）年5月14日

栃木県知事 福田 富 一

I

1 都市計画の種類及び名称

宇都宮都市計画道路3・4・1号宇都宮栃木線、3・5・902号壬生福和田線、3・5・905号六美吾妻線及び3・5・906号真岡壬生線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

下野市上台の一部並びに壬生町大師町、通町、本丸一丁目、大字壬生甲、大字壬生乙、大字壬生丁及び大字藤井の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県栃木土木事務所企画調査部企画調査課、下野市建設水道部都市計画課及び壬生町建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和元（2019）年5月14日から同月28日まで

II

1 都市計画の種類及び名称

大田原都市計画道路3・3・2号大田原野崎線及び3・3・3号野崎こ線橋通り

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

大田原市下石上及び野崎2丁目の各一部並びに那須塩原市一区町の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県大田原土木事務所企画調査部企画調査課、大田原市建設部都市計画課及び那須塩原市建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和元(2019)年5月14日から同月28日まで

Ⅲ

1 都市計画の種類及び名称

矢板都市計画道路3・3・5号宇都宮陸羽線、3・4・2号中央通り及び3・4・3号公園通り

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

矢板市東町、早川町、木幡、針生、中、片岡及び安沢の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県矢板土木事務所企画調査部企画調査課及び矢板市経済建設部都市整備課

4 縦覧期間

令和元(2019)年5月14日から同月28日まで

(都市計画課)

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元(2019)年5月14日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

不動産取得税課税に係るOCR機器(設置及び撤去に係る費用を含む。)一式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 令和2(2020)年1月1日(水)から令和6(2024)年12月31日(火)まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所 各県税事務所(7カ所)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、情報関連サービス又はリース・レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 令和元(2019)年6月27日(木)において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県経営管理部税務課税務電算担当 電話028-623-2263

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和元(2019)年5月14日(火)から同年6月24日(月)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 令和元（2019）年6月27日（木）午前10時（1）の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送による入札書受領期限は同月26日（水）午後4時までとし、書留郵便で（1）の場所へ郵送すること。）

イ 開札の日時及び場所 令和元（2019）年6月27日（木）午前10時 栃木県庁本館10階 会議室2

- (4) 入札方法 1の(1)の件名で月額で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased
OCR device for real estate acquisition tax: 1set (Expense includes Installation and removal)
- (2) Deadline for walk-in Bidding Documents :
10AM, June 27 (Thurs), 2019
Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):
4PM, June 26 (Wed), 2019
- (3) Information available at:
Computerizing Tax Section,
Tax Administration Division,
Administration and Management Department
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya-city, Tochigi prefecture 320-8501
TEL 028-623-2263

(税務課)

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元（2019）年5月14日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 業務件名 県立学校75校の複写サービス業務 264台
（使用見込み枚数は、仕様書のとおり。）
- (2) 業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和元（2019）年9月1日（日）から令和6（2024）年8月31日（土）まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 履行場所 県立学校75校

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類A事務用機器、紙、文具類又はN通信、情報処理の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和元(2019)年6月24日(月)において、栃木県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 業務を実施するために必要な体制を有している者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20
栃木県教育委員会事務局施設課財務担当 電話 028-623-3374 FAX 028-623-3377
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和元(2019)年5月14日(火)から同月28日(火)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
令和元(2019)年6月24日(月)午前11時 栃木県庁南別館4階教育委員室へ持参又は郵送すること。
(ただし、郵送による入札書の受領期限は同日午前10時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、1枚当たりの単価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された消費税及び地方消費税を含まない金額(単価)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する消費税及び地方消費税を含まない金額(単価)を入札書に記載すること。
- (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 令和元(2019)年6月5日(水)から同月11日(火)(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 確認結果の通知 令和元(2019)年6月17日(月)までに通知する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、栃木県教育委員会事務局施設課で交付する仕様書に基づき作成した複写サービス仕様書を入札参加申請書に添付し、3の(6)の提出期間中に提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Contract of Copying service
264 units

- (2) Time and Date of bidding:
11:00 a.m., June 24, 2019
- (3) Information is available at:
Financial Affairs and Facilities Division
Tochigi Prefectural Board of Education
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL. 028-623-3374

(教育委員会事務局施設課)